

コラム イタリア

生殖医療の制度的変遷を考える

宇田川 妙子

日本では、イタリアの生殖医療の現状についてあまり知られていないにちがいない。ただし、イタリアは家族主義的な社会とみなされており、カトリック法王庁をローマに抱えているため、生殖医療への忌避感が強いのではないかと想像する人は多いただろう。生殖技術・生殖医療はしばしば、「自然」な家族関係を脅かし、生命の操作につながるともいわれる。実際、2004年にイタリアで成立した補助生殖医療法（通称40号法。以下、40号法と記す）は、多くの国で行われていた第三者からの精子提供を禁止するなど、厳しい内容となり、ほかの国からはそのイメージを裏書きすると評された。しかし実態は、そう単純ではない。実際この法律は、ここ数年間でさまざまな修正にさらされ、現在、ほぼ全体が無効状態になっている。では、この10年間でイタリアでは何が起きたのか、また、そこから私たちは、一般的な意味で何を学ぶことができるのか、考えてみることにしよう。

40号法成立まで

まず簡単に、40号法成立時までの状況を概観しておく（なお、40号法の審議や修正を含めた詳細については、文末の参考文献にあげた筆者の文献を参考にいただきたい）。

イタリアでは、生殖技術にかんする法的規制はほかのヨーロッパ諸国に比べると遅かった。このため医療現場では、提供卵子を用いた60歳以上の女性の出産や、夫の死後に生前凍結していた精子を用いた出産などが頻発した。また、提供精子によって出産した夫婦の夫が、のちに父親である

ことを否認して訴訟を起こすなどの混乱も起き、マスコミはその状況を英語の「far west」（無法地帯）という言葉で煽情的に報道した。もちろん教会も、早くからこの状態に強い危機感を抱き、「生命の始まりにかんする教書」（1978年）、回勅「いのちの福音」（1995年）などを発表し、そのたびにイタリア全土で大きな議論となった。

こうした状況下、イタリア政府は1997年、国内の某新聞に卵子売買の広告が掲載されたことを深刻に受けとめ、本格的に生殖技術にかんする法案作成に入った。くしくもクローン羊ドリー誕生というニュースが世界をかけめぐった数日後だった。ただし、審議は難航を極めた。当初の法案は、第三者からの精子提供を認めるなど、ほかのヨーロッパ諸国の先例に準じていたが、中道右派や教会派からの反対が強く（当時の政権は中道左派）、論争が激化し、政局も絡んで廃案・再提出となった。そして2004年に40号法としてようやく成立したが、その内容も当初とは大きく異なり、極めて厳格なものになった。

その厳格さは、簡単にいえば、①第三者からの精子・卵子提供の禁止、②体外受精の際に、作成する受精卵の上限は3個、③受精卵凍結の禁止（つまり作成した受精卵は凍結せずすべて体内に移植）という3点に集約される。そこには、家族を「自然」な関係とみなす考え方（①）や、「生命」の尊重（②と③）という考え方が反映しており、とくに後者には教会の影響が強い。それは、受精卵も人の生命であり、したがって、みだりに作成や凍結をしてはならないという論理である。この考え方は、さらに第1条において、生殖医療では患者のカップルだけでなく胚の権利も保証されなければならないと記されたことにも結実した。「胚の権利」という表現は、法的な人格の発生を出産時におく民法や中絶法と矛盾する。このため、審議の最終段階まで激しい論争が交わされたが、結局挿入された。ここからは、同法が審議の過程でただ厳格になっただけでなく、医療現場での諸問題への対処をめざすというものから、家族や生命にかんする理念やイデオロギーによって現場を規制しようとするものへと、性格を変えてしまったことがうかがえる。

国民投票の失敗

したがって、この法律はそれまでの状況を一変させ、むしろ混乱を引き起こすとして、成立後すぐに法律廃止をめざす国民投票請求運動が、患者たちやその支持団体らを中心に始まった。イタリアでは、法律の廃止や修正のため国民投票ができる仕組みになっている。しかし、翌2005年に実施された結果は、投票率が25.9%であり、国民投票の成立要件である半数を満たすことができず、不成立というかたちでの敗北に終わった。その最大の理由は、40号法擁護派が戦略として棄権を呼びかけたためだが、同法の問題点が一般には十分に理解されていなかったせいでもある。過剰なキャンペーンや報道では、しばしば議論が家族・生命の擁護か否かという二者択一的な論点に単純化されてしまっていた。そのため十分な情報を得られず、適切な判断ができないとして棄権した人も多かったという。

ただしそのあいだも、生殖医療の当事者たる患者や医師たちはさまざまな問題に直面していた。①が子どもをもつことの可能性を狭めてしまうことは明らかだが、②や③のおかげで1回の施術ごとに卵子の採取が必要となり、ことに女性の心身には大きな負担がかかることになった。また③によってすべての受精卵を体内に戻すことは、多胎妊娠につながりやすく、さらには着床前診断をめぐる倫理的問題も引き起こした。40号法では着床前診断は禁止されていない。しかし、それによって受精卵に遺伝子等の異常があることがわかって母胎に戻さなければならず(③)、それでは着床前診断の意味がなくなってしまうばかりか、障害のある子どもの誕生を事前に知ったうえでの妊娠・出産を女性に強いることにもなってしまうからである。

それゆえ国外での治療を試みる者も増えてきた。「生殖ツーリズム」といわれる現象である。2010年の数字では4000組以上にのぼるが、国外での治療はさまざまなトラブルを招きやすだけでなく、費用も高くなり、医療における格差という問題がさらに大きくなった。そして患者だけでなく医療者や研究者も、より柔軟な治療・研究ができる他国へ流出した。と

くに再生医療研究の領域では余剰受精卵を用いる実験研究があるが、40号法ではその実験利用が禁止されているため、この分野での研究の質や競争力の低下につながるともいわれるようになってきた。

裁判の蓄積による変化

こうした状況の是正にむけて、40号法にさまざまな観点から異を唱える者たちは裁判闘争へと戦術を変えた。彼らは、患者たちが起こした裁判を支援しながら、個別の訴訟を勝ちとるとともに、憲法裁判所での違憲審査にもちこむことによって法律の無効化につなげようとしたのである。

まず問題になったのは、着床前診断についてである。その問題点はすでに述べたが、イタリアではとくに地中海性貧血（サラセミア。第5章参照）という遺伝病が少なくなく、そのため着床前診断を求める声は以前から強かった。しかし、事実上着床前診断を無効化してしまう40号法下では、その遺伝因子をもつ子どもが生まれる可能性だけでなく、しばしばその遺伝因子をもつ胎児によって母親が流産をくりかえすという危険性を免れることもできなかった。

こうした問題を抱えるカップルたちは、2004年以降、各地で訴訟を起こした。それらは、勝敗をくりかえしながらも問題点を社会一般に周知させ、地方裁判所等でもその違憲性が指摘されるようになった。そして2009年、憲法裁判所は、女性の健康および胚の健康という観点から②と③は違憲であると宣言し、着床前診断の実質的な適用に道を開いた。その際、判事は、「治療方法にかんしては、その具体的な技術の知識をもつ医師に、患者との十分なインフォームド・コンセントを経たうえで、全権を委任すべきである」と述べ、法律が規制すべきではないと付け加えたことも興味深い。

そして憲法裁判所は、2015年、それまで「不妊」カップルに限定されていた生殖医療の対象者を、遺伝病や習慣性流産などによって妊娠・出産が（可能だが）困難なカップルにも拡大するとともに、胚の選別をいかなる意味でも禁止していた条項を無効とし、着床前診断・着床前スクリーニ

ングが完全に解禁となった。また、第三者からの提供精子・卵子による医療の禁止（①）にかんしても、やはり数々の裁判を経て2014年に憲法裁判所によって違憲とされた。

こうして現在、40号法の②と③にかんする条項はすべて無効となり、提供精子・卵子ともに（胚というかたちでも）認可され、ようやくイタリアでも生殖技術を有効に用いた治療が可能になってきている。実際、生殖ツーリズムは下火になっているが、ここに至るまで、総計37の裁判と4回の憲法裁判所での判決を経たという。

さまざまな次元のさまざまな権力のかかわりのなかで

もちろん問題はまだまだ多い。イタリアの医療全般にいえることだが、州によって医療機関の数や充実度はかなり異なり、この地域差は経済的な格差にもつながっている。そして長い間、第三者からの精子・卵子提供が禁止されてきたため、利用可能な提供精子・卵子が国内で不足し、輸入に頼っているという問題も大きい。さらには医療の適用が異性カップルに限定されていることや、代理出産の是非などの議論も続いているが、これらについてはイタリアだけの問題ではない。また、40号法のすべてが問題だったわけではないことも付け加えておく。とくに、この法律によって国立補助生殖医療記録センターという国内の生殖医療状況をモニタリングする組織ができたことは高く評価されている。この組織は、EUや世界的な動向についても情報を収集しつつ、イタリアの実態や問題点を分析して毎年保健省に報告する義務を負っている。

とはいえ、やはり40号法が約10年間でほぼ換骨奪胎されてしまったことは事実である。そしてここからは、生殖医療をめぐるのは現在、個人、社会、国家、国際社会などのさまざまな次元が、互いに否応なくかかわっていることが浮かび上がってくる。

たしかに、40号法修正にもっとも直接的に尽力したのは患者や支援団体であった。しかし、国内で制限された技術でも国外では利用可能であり、そうした情報や知識、さらには人の移動がグローバル化している状況も、

その変化にさまざまな意味で影響していたことは間違いない。2012年には、ヨーロッパ人権裁判所がイタリア人不妊カップルの訴えにたいして40号法を人権侵害とする判決を下すという事例もあった。

また、当事者以外の人々の価値観が急激に変化してきたことも重要である。たとえば、法案の審議当時、筆者の知り合いのイタリア人のなかには、生殖医療そのものに否定的な者も少なくなかった。しかし最近、その同じ複数の人たちから、ここ数年の変化を容認する声を聞いた。その要因は、ひとつには、かつてあまりにも煽情的だった報道などが落ち着いてきたためだろうが、人々の生活が大きく変化し、家族にたいする考え方や実態が変わってきたことも無視できない。その変化は法制度にも表れており、2015年には離婚法が改正され離婚が容易になり、2016年、同性カップルをシビルユニオン（婚姻夫婦と同等ではないがそれに準ずるカップルとして法制度的に認められた関係）として承認する法律も整えられた。教会も、離婚者の聖体拝受を認めるべきか否かという議論を始めている。

つまり40号法は、これら複雑で多層的なグローバル状況を十分に認識することなく、特定の理念を優先したがゆえに、早々に生殖技術や家族がおかれている現実と乖離し、現場の反発だけでなく、一般の人々の支持も失って、法律としての意味を急激に減退させてしまったとも考えられるのである。

家族も、そして文化も変わる

そしてこうした40号法の事例は、それぞれの社会に文化として根付いていると思われがちな家族観、生命観などの考え方も、じつは、それぞれの時代のさまざまな権力によってかたちづくられてきたものであり、したがって変わりうることを端的に示すものでもある。最後にこの点にふれておこう。

たとえば、イタリアは家族主義的だといわれ、（ここではふれる余裕はないが）たしかにそうした特徴はある。しかしそれは、国家や教会などの権力によってつくられた側面も大きかった。そもそも近代国家は、一般的に、

家族の制度化と密接に関与しているが（落合1989）、イタリアの場合、そこに、やはり家族に強い関心をもつ教会が絡むことによって、より家族主義的な政策がとられ、規範化が強まっていったと考えられる。その一例は、先にもふれた彼らの離婚制度である。イタリアで離婚が認められたのはようやく1970年になってからだが、その遅さのみならず、成立した離婚法は、離婚成立のためには5年間の法定別居を必要とする極めて厳格な性格を有していた。それは、今も離婚を認めていない教会の影響力によるものだった。しかし現在、次第に離婚要件が緩和し、教会にもわずかだが変化が現れていることはすでに述べたとおりである。すなわち、グローバル化が進み、当事者たちの声も大きくなり、否応なく権力関係に変化が出てくるに従って、堅固にみえた家族観も変容してきているのである。そしてそれが、家族主義といわれたイタリアでも現在、生殖医療をめぐる大きな変化が起きている所以と考えられる。私たちは、文化とみなされているものを無視はできないが、逆に過大評価して絶対視することも危険なのである。

生殖医療は、どの社会においても従来の家族関係や生命観などを大きく変える可能性をもっている。たしかに規制の動きもあるが、その利用は今後さらに広がるだろうし、技術の進展もあるにちがいない。ゆえにこれからも、多様な考え方がグローバル規模で議論され、さまざまな葛藤も起きていくだろう。しかしその際、私たちは、そこで論争的となっている家族観や生命観が、誰がどんな権力のもとで作ったものなのかについても一度立ち止まって考えてみる必要がある。イタリアの生殖医療をめぐる紆余曲折は、そんな教訓としても読むことができるのである。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 宇田川妙子 2005. 「イタリアの生殖医療の法制化にみる『生—権力』」 上杉富之編『現代生殖医療——社会科学からのアプローチ——』世界思想社 159-180.
 —— 2016. 「イタリアの生殖医療の変遷——40号法とその後——」 日比野由利編『諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究』平成27年度厚

生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業，18-39.
落合恵美子 1989.『近代家族とフェミニズム』勁草書房.